

鳥取市補助金カルテ

NO.	015	担当課	政策企画課	外線	0857-30-8012
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	とっとり若者地方創生会議補助金				
概要	とっとり若者地方創生会議の活動費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1405）協働のまちづくりの推進				
創設年度	H18	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	若者による地方創生政策推進事業費					
R7予算	100千円					
R7予算 積算根拠	100千円×1件 市への事業提案を見据えたモデル的な事業又は事業提案に直接つながる事業の実施			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	53
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	1	82
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	とっとり若者地方創生会議
交付要件	とっとり若者地方創生会議
対象経費	謝金、報償費、旅費、会場借上料、賃借料、雑役務費、消耗品費、印刷製本費、その他市長が特に認める経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	×	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 本会議は主に市内学生で構成している会議であり、自主財源がないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-2 市が設置している会議であるため。

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	終期設定については、今後の「とっとり若者地方創生会議」のあり方と併せて検討していく。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	016	担当課	政策企画課	外線	0857-30-8012
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学施設整備費補助金				
概要	公立大学法人公立鳥取環境大学の大规模修繕等の経費を補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H24	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	環境大学運営費交付金					
R7予算	42,311千円					
R7予算 積算根拠	各工事・設計予定額の積算			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	7	19,673
				R5	6	39,802
				R4	7	51,249
				R3	4	36,897
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	公立大学法人公立鳥取環境大学				
交付要件	公立大学法人公立鳥取環境大学				
対象経費	緊急に対応する必要がある事業（大規模修繕、大規模システム整備、学生や一般向けの交流拠点整備等の施設・設備の整備に要する経費）				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	検査専門員による検査を行い、実施内容を確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-3 鳥取県と共同設置した公立鳥取環境大学の安定的かつ持続的な運営を確保することを目的とした補助金であり、運営状況については大学の決算報告書や事業報告書で公開されているため

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	017	担当課	政策企画課	外線	0857-30-8012
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金				
概要	大学運営に必要な経費の一部について運営費交付金を交付し、公立鳥取環境大学の安定的かつ持続的な運営を確保する。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H24	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	環境大学運営費交付金					
R7予算	495,737千円					
R7予算 積算根拠	標準分（各年度の標準的な支出から各年度の標準的な自己収入分を引いた額）と、特別分（退職金や実験機器導入・大学の機器更新等の臨時的経費分）の積算額			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	502,226
				R5	1	430,591
				R4	1	436,826
				R3	1	454,190
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	公立大学法人公立鳥取環境大学				
交付要件	公立大学法人公立鳥取環境大学				
対象経費	公立大学法人公立鳥取環境大学が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項に規定する中期計画に定める事業を実施するために要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	当該中期計画に基づいた運営を行っているか、資金計画書等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	45.0%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	×	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	13

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-1、2-3、2-4 県と共同設置した公立鳥取環境大学の安定的かつ持続的な運営を確保することを目的に、大学の業務の財源に充てる交付金であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	018	担当課	政策企画課	外線	0857-30-8012
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市・麒麟のまち圏域魅力発見支援事業補助金				
概要	市内の大学や専門学校などが学生を対象に実施する、麒麟のまち圏域への就職促進や魅力発見活動の経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2201）ふるさと・いなか回帰の促進				
創設年度	R4	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費
歳出事業名	鳥取市・麒麟のまち圏域魅力発見支援事業費				
R7予算	1,000千円		過去実績	件数	決算額 (千円)
R7予算 積算根拠	申請件数4件×250千円		R6 (見込)	4	467
			R5	3	634
			R4	3	634
			R3	0	0
補助率・補助額	2分の1		上限額	1,500千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった大学、専門学校				
交付要件	本市に所在する大学等（公立鳥取環境大学、鳥取大学、鳥取市医療看護専門学校、鳥取県立鳥取看護専門学校、鳥取県立歯科衛生専門学校、鳥取県理容美容専門学校、鳥取社会福祉専門学校、鳥取歯科技工専門学校）				
対象経費	謝金、報償費、旅費、委託料、使用料及び賃借料、需用費、役務費、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他市長が特に認める経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	0
				評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	4-3 検証結果の公開について検討する。 R7年度末で廃止し、R8年度に大学・専門学校の地域貢献事業への補助に移行する
審査/行財政改革課	適切
意見	令和7年度末で廃止。

鳥取市補助金カルテ

NO.	019	担当課	政策企画課	外線	0857-30-8012
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金				
概要	公立鳥取環境大学が実施する授業料等減免に要する経費を交付する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	R2	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	環境大学運営費交付金					
R7予算	87,564千円					
R7予算積算根拠	過去実績により算出。			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	1	43,823
				R5	1	41,390
				R4	1	40,301
				R3	1	34,644
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	公立大学法人公立鳥取環境大学				
交付要件	公立大学法人公立鳥取環境大学				
対象経費	公立鳥取環境大学が省令で定める基準及び方法により特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認定した者に授業料等減免を行うために要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の対象者数と金額が分かる資料により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 国の法律(大学等における修学の支援に関する法律)に基づき実施する制度であるため
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-